

令和7年度第11回農業委員会総会議事録

開会月日	令和8年2月25日(水)		開議の時刻	午前10時10分		
場 所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前11時32分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃	大塚 春夫	〃	
	唐 子	小澤 謙一	〃	野 本	奥泉 隆	〃
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 8 番 島田 安三 委員 9 番 関根 文男 委員
	議事の訂正	事務局より、議案第 2 号 3 番について、総会資料から削除する旨の説明がなされた。
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字葛袋在住の申請人（受人）より、入間市在住の申請人（渡人）が、大字葛袋地内に所有する農地（畑 3 筆）を、受人は宅地に隣接しており、農地同士も隣接しているため効率的に耕作できるため、渡人は相続により取得するも高齢手不足のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自己所有農地が近隣にあり、耕作の効率化を図れる為、渡人は高齢の為、管理耕作が困難であるため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 唐子地区・荒川委員より、受人が唐子地区に所有する農地について、適正に管理されている旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

議案第 2 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

3 番の申請について

野本地区・関根委員より、3 番の申請について、大字上野本在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（田 12 筆）を、受人は現在耕作を手伝っている農地を、地権者が譲ってくれるため、渡人は高齢のため農作業が出来ないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認して、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・須長委員より、1 番の申請について、羽生市在住の申請人（受人）より、新潟県小千谷市在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅の建設のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建設の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・須長委員より、2 番の申請について、大字松山在住の申請人（受人）より、大字松山在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅敷地に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

（3 番の申請について、総会資料から削除された）

4 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、4 番の申請について、東京都西
東京市在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人
（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、
自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申
請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管
理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしてい
る区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種
農地と判断され、自己用住宅の必要性も認められるため、事
情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し
た。

5 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、5 番の申請について、比企郡嵐
山町に所在する申請人（受人）としての法人より、広島県広
島市在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農
地（畑 1 筆）を、資材置場・駐車場に転用するため、賃貸借
権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請
地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供す
る施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a
未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場・駐車場の
必要性も認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨
の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し
た。

6 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、6 番の申請について、大字上唐
子に所在する申請人（受人）としての法人より、飯能市在住
の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1
筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申
請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管
理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしてい
る区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種
農地と判断され、駐車場の必要性も認められるため、事情や
むを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し
た。

7 番の申請について

7 番の案件について、農業委員の関根委員が議事参与の制
限に該当した

野本地区・杉浦委員より、7 番の申請について、所沢市在
住の申請人（受人）より、東京都足立区在住の申請人（渡人）
が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅

<p>議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性も認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>8 番の申請について</p> <p>野本地区・関根委員より、8 番の申請について、大字上野本に所在する申請人（受人）としての法人より、和泉町在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、資材置き場の拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置き場の拡張の必要性も認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>9 番の案件について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、9 番の申請について、山崎町在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性も認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p> <p>農業委員の関根委員が議事参与の制限に該当した。 議長は市農政課に説明を求めた。</p> <p>市農政課より、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>島田委員より、農地所有適格法人が農地中間管理事業で新</p>
--	---

<p>議案第 4 号 引き続き農業 経営を行って いる旨の証明 願承認の件</p>	<p>規に農地を借りる場合、要件の審査や確認はどのように行われるのか、との質問がなされた。</p> <p>市農政課より、今まで例がないが、そのような場合は農政課と農業委員会事務局で連携して確認することになる、との回答がなされた。</p> <p>島田委員より、今後も利用集積等促進計画に参加する農地所有適格法人が現れると思うが、その都度要件を確認するのは法人にとっても確認する側にとっても負担になると思うので、農地所有適格法人が毎年出している報告書の有効期限的なものを定め、報告書でもって資格を確認すればいいのでは、との提案がなされた。</p> <p>事務局より、現在、農地所有適格法人から申出がなされると、毎年の報告書を確認のうえ申出時現在も変更なく農地所有適格法人の要件を満たしているかを確認している。農業委員会事務局と農政課で調整しながら、負担が少ない方法を模索していきたい、との回答がなされた。</p> <p>久保田会長より、議案第 3 号の様式の「地域計画区域名」欄について、地域計画に含まれている土地だが空欄のものと記載があるものと混在しているため、何を説明している欄なのかのわかりにくい、との意見がなされた。</p> <p>市農政課より、その欄について、土地が地域計画に含まれているかではなく、耕作者が地域計画上その農地に位置付けられているかを記載する欄である。ただ、様式が変更されるので、変更後は土地が地域計画に含まれているかについての欄に変更される予定だ、との説明がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局より、新宿町在住の申請人が、新宿町地内に所在する相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（畑 2 筆）に係る農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。</p> <p>松山地区・須長委員より、現地調査の結果、引き続き耕作を続けている旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、証明願についていくつか種類があると思うが、どの法令に基づくものかで、確認する内容が変わってくる。そのため、表題をわかりやすくしたほうがいいのでは、また、その農地の耕作をしている者について確認が必要となる場合は、よい確認方法があるか検討してほしい旨の意見がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることを承認するとした。</p>
---	--

議案第 5 号
地域計画の策
定等に係る意
見聴取につい
て

報告事案
農業委員会会
長専決規定に
よる農地法に
基づく届出報
告の件

議案第 5 号 地域計画の策定等に係る意見聴取について

議長は市農政課に説明を求め、市農政課から地域計画につ
いて、1 地区の新規計画策定と 3 地区の計画の変更にあたり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項により農業委員会などの関係者に意見を聴取する必要がある旨の説明があり、意見がある場合には 3 月 3 日までに事務局に提出をしてもらいたい旨の説明がなされた。また、以後の予定として、縦覧期間を 3 月 10 日から 23 日とし、年度内の公告を予定している旨の説明がなされた。

久保田会長より、目標地図は時々刻々と変化していくが、地域計画の変更のタイミング、スケジュールを教えてください、との質問がなされた。

山下委員より、宮鼻地区は 7 月に農地中間管理事業により計画地域内で変更を生じるが、地域計画の変更はどのようになるのか、との質問がなされた。

市農政課より、地域計画の変更には約 2 ヶ月かかるので、変更が必要な場合はそのスケジュール感で行くことになるが、変更のタイミングなどは検討していきたい旨の説明がなされた。

議長は地域計画の策定に係る意見聴取について、意見がある委員は 3 月 3 日までに事務局に報告すること、とした。

事務局報告案件

議長は事務局に説明を求める。

農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件
事務局から説明が行われ、3 件を確認する。

農地法第 4 条転用届出報告の件
事務局から説明が行われ、2 件を確認する。

農地法第 5 条転用届出報告の件
事務局から説明が行われ、5 件を確認する。

農地所有適格法人の報告の件
事務局から説明が行われ、1 件を確認する。

事務局より、総会資料に農地所有適格法人の一覧があるが、その「備考」欄について、先月報告が「済」とした法人について、必要な書類が添付されていないため今月は「未」とし、併せて先月の資料が誤りであった旨の説明がなされた。

また、当該法人について、農地取得後耕作をしていなく、所有農地が地域計画の策定にも支障を来している状態。最終的に国の買収となる可能性のある農地法第 6 条第 2 項に基づく勧告は難しいが、所有農地について耕作の予定や貸借の

その他

意思の有無の確認など、法人として今後の農業経営の予定を確認したうえで、場合によっては所有者不明農地制度の活用など、取りうる対応を確認していきたい旨の説明がなされた。

島田委員より、農地法第6条第2項に基づく勧告ではなく、農地所有適格法人として適正に農地を耕作しなさいという旨の勧告的な文書の発出はできるのではないかと、また、法人が解散しているわけではないので、所有者不明農地制度の活用は難しいのでは、との意見がなされた。

久保田会長より、以前当該法人の代表が、当該法人の所有農地を取得したい旨の3条の申請があったと思うが、経緯や顛末を教えてほしいとの意見がなされた。

事務局より、当該法人の代表からの農地法3条の許可申請について、審査の結果、全部効率要件を欠いているため不許可になった。その後再度同じ内容の申請があったが、状況に変化が見られなく、そのため審査の結果が変わらない旨説明をし、申請が散り下げられた旨の説明がなされた。

農業委員会総会の開催について

次回開催日 令和8年3月25日(水)

午前10時20分～

会 場 市総合会館3階 303会議室

須長委員より、現地調査の書類について、転用目的が同じでも添付されている書類が違うこともあるので、統一してほしいなど、提出書類に関する意見がなされた。

午前11時32分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和7年度第11回総会を閉じた。

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年3月25日

議長 久保田 節子

委員 島田 安三

委員 関根 文男